

平成 28 年度 障がい者差別解消にかかる取組状況について

1 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会の開催

《第 1 回》 平成 28 年 8 月 26 日（金）

- ・本市における障がい者差別解消のための推進体制について
- ・第 1 回大阪府障がい者差別解消協議会について
- ・本市の取組実績及び予定について
- ・障がい者差別解消法施行後の本市の相談状況について

《第 2 回》 平成 29 年 2 月 14 日（火）

- ・本市における障がい者差別解消の取組み状況について
- ・大阪市の相談窓口における対応状況について
- ・相談窓口で受けた事例に関する意見交換
- ・今後の予定

2 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置

《事業者による差別等》

区役所、区障がい者相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）
大阪市人権啓発・相談センター 計 58 か所

《市職員等による差別等》

各区役所、各局等 計 52 か所

相談対応マニュアルとして「本市における対応の手引き」を策定

3 相談窓口の対応状況

【資料 2-2】平成 28 年度障がいを理由とする差別に関する相談窓口における対応状況

【資料 2-3】相談窓口における相談対応の類型（対応結果）

4 研修・啓発等

【資料 2-4】平成 28 年度 障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- ・ 障害者差別解消法に関するホームページ作成
- ・ 市民向け障害者差別解消法啓発講座の実施
- ・ 医療関係従事者への制度啓発の実施
- ・ 障がい者総合支援制度における指定障がい福祉サービス事業者等への制度周知
- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催（内閣府と共催）
- ・ 民間事業者が実施する研修への協力
- ・ 相談窓口案内のチラシの作製・配布

《市職員向け》

- ・ 職員対応要領の策定
- ・ 全職員あて市長メッセージ発信
- ・ 各所属における研修の実施
- ・ 全管理職員（課長代理級以上）を対象とした研修の実施
- ・ 庁内ポータルサイトでの e ラーニングの研修の実施